

## 鯉のぼり募集中！ ～御岳保育園～



御岳保育園では、園児の健やかな成長を願い、後援会と協力して毎年4～5月に園の前を流れる大矢川に鯉のぼりをあげています。しかし、鯉のぼりが古くなり破れるなどして、年々その数が減少しています。

そこで、園では鯉のぼりを募集しています。ご家庭で不用になった鯉のぼりがありましたら、ご寄付いただきますようお願いします。

### 連絡先

御岳保育園  
〒861-3784 山都町川野1532  
(電話) 72-0495  
\*着払いにて対応いたします。

## 廃車の手続きは忘れずに～軽自動車税～

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有（使用）者に課税されます。他人に譲渡した場合や解体業者に譲渡された場合でも、3月31日までに廃車・名義変更等の手続きが完了されていないと平成23年度も課税されますので、ご注意ください。

また、死亡者名義の車両につきましても、必ず名義変更をお願いします。

手続きは車両の種類によって受付場所が異なります。手続き場所にて早急に手続きをしてください。

なお、廃車の手続きにはナンバープレートが必要です。車両を処分される場合は、ナンバープレートを必ず保管してください。

【税務課（72-1128）】

車種（排気量）	手続き場所・問い合わせ先
原動機付自転車 (125cc以下)	山都町役場本庁税務課 (電話) 72-1128 (直通) 清和総合支所総務住民課 (電話) 82-2111 (代表) 蘇陽総合支所総務住民課 (電話) 83-1111 (代表)
小型特殊自動車	※廃車分のナンバープレート、印鑑をご持参ください
軽三輪車・軽四輪車 (660cc以下)	熊本県軽自動車協会 (電話) 096-369-6829
軽二輪車 (125cc超～250cc以下)	熊本市東町4-14-6
二輪の小型自動車 (250cc超)	熊本運輸支局 (電話) 050-5540-2086 熊本市東町4-14-35

### 観光案内所 ギャラリー喫茶ルポン 3・4月のご案内

#### 「きらきら・いのち」 ～脳腫瘍の子どもたち の絵画展～

熊本大学医学部付属病院に通院・入院する子どもたちが描いた、希望と夢に満ちあふれた作品の数々を、ぜひご覧ください。

期間 2月28日～4月29日

### 一般競争（指名競争）入札 参加資格審査申請書の受付

#### ▼提出先

税務課 監理係  
〒861-3663 山都町新小886

#### ▼提出方法

持参 又は 郵送

#### ▼受付期間

4月1日～4月30日  
持参の場合（土・日・祝日を除く）

#### ▼受付時間

午前9時から午後4時（正午から午後1時までは除く）  
郵送の場合（4月末日までの消印有効）

#### ▼有効期間

平成23・24年度（2年間）

#### ▼提出書類

山都町ホームページに掲載されている  
提出書類一覧をご確認ください。  
【監理係（72-1281）】

## 水質事故を防止しましょう！

油類が漏れて河川等に流れ出ると、環境を汚染して、魚や貝等の生態系に重大な被害を与えてまいります。

また、流出した油の回収処理等に多額の費用を要し、原則的に、原因者が負担しなければなりません。

さらに、農林漁業等への被害が発生した場合、損害賠償が発生することになります。

毎年、県内でも数十件の水質事故が発生しています。

今一度、農業用ビニールハウス暖房用や事業所および家庭等のボイラーやタンクなどの配管部分の点検や老朽化対策、防油堤の設置などをお願いします。

山都町役場 農林振興課（72-1136）  
住民環境課（72-0767）



## 滞納処分とは

文書や電話、訪問などによる催告にもかかわらず、納税相談や納付がない場合、徴税吏員（税務課職員）は法律に基づき、滞納者の預貯金、給与、不動産（土地・建物等）、動産（電化製品・貴金属・骨董品等）、生命保険契約などの財産の調査をし、差押えを行い、町税の滞納分にあてます。

徴税吏員には、滞納者の財産・情報などの個人情報を調査し、滞納処分を行う権限が与えられており、この権限は、裁判所等の令状を必要としません。

## 税の公平性

納期限内に税を納付された方とされなかった方の不公平をなくし、税の公平性を保つために、また行政サービスの財源を確保するために、町では法律に基づく滞納処分（差押え）を強化しています。

## 納期限内納付

税金は、定められた納期限までに納付していただくものです。大多数の方が納期限を守っていますが、町税を滞納すると督促などの費用がかかり、納付していただいた町税を有効に活用することができます。納期限内納付にご協力ください。

**納期限を過ぎると…税滞納処分に**

税金は、町民のみなさんの暮らしを支える大切な財産。「納税」は憲法で定められた国民の義務です。町では税の公平負担を守るために「差押え」などの滞納処分を強化しています。

<b>A</b> 「督促状を発した日から起算して10日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならない」と地方税法に定められています。したがって、差し押さえは本人の承諾の有無にかかわらず実施されます。税金を納められない事情があるときは、税務課、又は各総合支所税務住民係までご相談ください。	<b>Q</b> 本人の承諾なしに、いきなり差押えできるのですか？
---	--------------------------------------

### ●ご相談窓口・問い合わせ先

山都町役場

税務課徴収係（72-1128）

清和総合支所

税務住民係（82-2111）

蘇陽総合支所

税務住民係（83-1111）



県と共同で行われた、町税滞納者の自宅への動産（電化製品・貴金属・骨董品など）検索調査

納税・滞納 Q&A